

保育認定について

保育所等を利用する場合は、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります、市から下表の2つの区分に応じた認定証を交付します。

また、保育の必要量によって、さらに、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。保育事由が就労で、保育標準時間認定の方は、1か月120時間以上の勤務（休憩時間・通勤時間を含む）が必要となります。

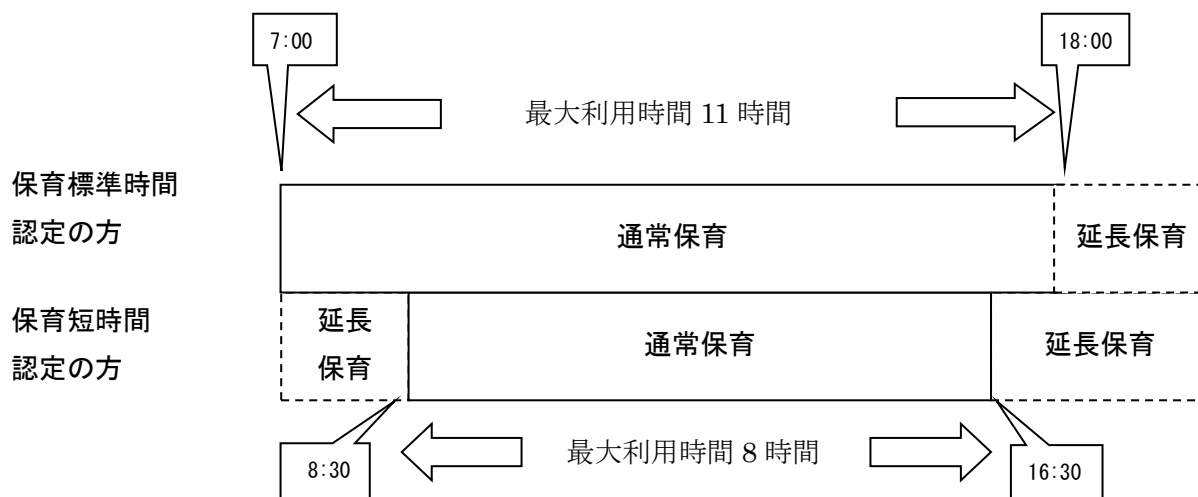
【保育認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
2号認定	満3歳以上	必要	保育所等
3号認定	満3歳未満	必要	保育所等

※ 保育を必要とする事由等に変更が生じた場合には、支給認定申請書及び就労証明書等をご提出ください。毎月15日（土・日・祝の場合は前開庁日）までにご提出いただければ、翌月分より見直しさせていただきます。16日以降のご提出については、翌々月分からの見直しとなります。

※ 保育所等在園中に満3歳になられた場合は、2号認定の認定証をお送りします。

【保育の必要量】



※延長保育については、別途延長保育料が必要となります。

※にこにこ保育園の保育短時間は8:00～16:00又は8:30～16:30となります。

保育の必要性の認定基準

- ① 1 か月 60 時間以上労働することを常態としていること。（昼間 4 時間以上かつ 1 か月 15 日以上）ただし、夜間 6 時間以上の場合は夜勤でも可。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（出産（予定）月の前後 2 か月）
- ③ 疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護、又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 起業の準備を含む、求職活動を継続的に行っていること。（3 か月かつ同一年度内に一度のみ）
- ⑦ 学校に在学している、又は職業訓練を受けていること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。